



除斥期間の判断で贈与税 30 億円を全部取消し

～みなし贈与における偽りその他不正の行為とは～

延滞税を加えると 50 億円を超えると噂されていた A 社 B 社方式による出資持分の譲渡をみなし贈与とする課税処分に関する訴訟で、横浜地裁は、課税処分の全部を取り消す判決を言い渡しました。A 社 B 社方式というのは、純資産価額による出資持分の評価に当たり、相続税基本通達 186-2 に定める評価差額に対する法人税額等相当額を控除することによって、税額の軽減を図るという節税手法で、平成 13 年の税制改正により、現在は使うことはできません（平 16. 3. 17 横浜地裁、全部取消し、Z888-0867）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

平成 3 年 12 月 25 日、原告は、A 社 B 社方式により、その父から有限会社の出資持分の譲渡を受けたことについて、翌平成 4 年 3 月 15 日までに贈与税の申告をしなかったところ、被告税務署長は、この譲渡は相続税法 7 条に規定する「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に当たるとした上で、仮装・隠ぺいを課税要件とする重加算税については賦課することなく、贈与税の無申告に対してのみ、国税通則法 70 条 5 項に規定する「偽りその他不正の行為」があったとして、通常の 5 年の除斥期間を経過した平成 11 年 3 月 9 日付けで、その対価の額と被告が算定した時価との差額を原告が贈与により取得したものとみなして、平成 3 年分の贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を行ったという事案です。

2. 裁判所の判断

原告が本件譲渡について贈与税の申告をしなかったことが株式等の時価の評価について一定の方法を採ったことに基因するものであり、しかも、その評価の方法が、課税実務上の一般的基準として適用されてきた評価基本通達の関係規定に形式的に適合するものであったばかりでなく、そもそも、本件譲渡が相続税法 7 条に規定するみなし贈与に当たるものとして課税処分をするかどうかは、第一次的には本件出資の時価について採るべき評価の方法に関する被告の判断によって決められる関係にあった。また、原告の採った評価方法は、高額な資産を有する納税者の相続税の負担軽減方策として、一定の範囲で用いられていたものであったことからすれば、本件において、通常の場合よりも国税の賦課権の除斥期間を延伸する相当性があったものと認めることはできず、通常の更正、決定等の制限期間が経過した後はもはや課税処分をされることがないという、租税法律関係の早期安定に関して納税者が有する法的利益は、原告についても、その保護を否定すべき合理的な理由はないというべきである。

本件一連の行為をもって、相続税法が予定しているところに従って合理的に相続税ないし贈与税の負担の軽減を図った「節税」行為であるとはいえないものであるが、原告側の一連の行為については、その納税申告や被告による税務調査の過程を通じて、虚偽の内容の資料を作成、提示したり、関係資料をことさら秘匿したような事実は認められず、原告等及び顧問税理士らにおいて、「税額を免れる」意図の下に、そのための工作として行ったものと推認することは困難である。

この一連の行為を基礎とする無申告行為は、通則法 70 条 5 項が規定する「偽りその他不正の行為」に当たるということはできない。贈与税決定処分の基礎となる事実関係については、原告や顧問税理士らによる資料の秘匿工作や虚偽の資料の提示等がされたことがないことが認められる。

本件について、通則法 70 条 5 項の規定を適用することはできないから、同条 3 項が規定する通常の除斥期間の経過後にされた本件贈与税決定処分は違法であり、また、本件贈与税決定処分に基づいてされた過少申告加算税賦課決定処分も違法である。
(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A 4 判 24 頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。